

利用者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う広まちづくりセンターの使用について
(5月25日一部改正 ※斜線部が改正された部分)

●施設使用については3密（密閉・密集・密接）の回避ができることを条件とします。

- 1 手が届く範囲以上の距離を保つ，声を出す機会を最小限にする等，飛沫感染を防ぐ。
- 2 1時間に1回外気を取り入れる等，換気の悪い密閉空間にしない。
- 3 最低限の人数での利用，人と人との間隔1m目安にする等，人を密集させない環境のため各部屋に別途定められている定員を当面継続する。

●次の感染拡大防止対策を厳守してください。

- ① 体調不良の時は参加を控える。
- ② お出かけになる前に体温の確認を行い，発熱があれば参加を控える。
- ③ 利用者の「住所」，「氏名」，「連絡先(電話番号)」名簿を提出する。
※保健所から指定された保存期間2週間を過ぎましたらシュレッダーにて処分します。
- ④ 利用前後に手洗いや消毒を行う。
- ⑤ 利用時間は可能な限り短くなるよう心掛ける。
- ⑥ マスクを着用する。(ハンカチ等での代用可) ※運動時には必要に応じて外す
- ⑦ 使用後は使用された物品の消毒への協力。
※使用前には次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用した消毒をまちづくりセンターの職員が行っています。
- ⑧ 利用する部屋の換気（最低1時間に1回）を行う。

ホール等は他の部屋と使用条件が異なることがありますので，詳細につきましては，当まちづくりセンター窓口までお問い合わせください。

令和3年6月1日以降の施設使用について，原則として前納を受けた使用料については返納できませんが，「広島県の緊急事態宣言」を受けて「広島県が新型コロナウイルス感染症防止拡大のために実施する集中対策期間中の使用の中止」もしくは「同期間中に同期間以降の使用の中止を申し出た場合」に限り，使用料は還付できることとなりましたのでお知らせします。

また，施設申請の受付については仮予約制度を廃止し，令和3年6月1日以降は，本申請のみとします。使用許可と同時に使用料を納付してください。

なお，この取り扱いは，今後の感染状況により，変更の可能性があります。

広まちづくりセンター
館長 若本 正
連絡先 71-2151